

Ⅲ 資料編

調査票

人権についての吹田市市民意識調査調査票

平成29年7月
吹田市

【調査へのご協力をお願い】

市民の皆様には日ごろから市政にご協力いただき、ありがとうございます。

この調査は、人権啓発を進めていく上で基礎資料として利用するためのもので、市民の皆さまの人権に関する意識などをおたずねします。

調査は無記名でお願いし、お答えはすべて統計的に処理するため、個人情報などが漏れるなどのご迷惑をおかけすることは一切ございません。また、調査結果を目的外に使用することはありません。

お答えいただく方によっては、心情を害する質問があるかもしれませんが、上記の目的のために必要なものですので、ご理解、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

- この調査票は、平成29年(2017年)6月30日現在の住民基本台帳から、16歳以上85歳未満の市民2000名を無作為に選り、お送りさせていただきました。
- 回答は、該当する番号に○をつけ、()内には具体的に数字や文字の記入をお願いいたします。
- 調査票はお送りした封筒の宛名の方で本人がお答えください。ご本人が記入出来ない場合は、家族の方などが、ご本人の意思に基づいてご記入いただきますようお願いいたします。
- 調査票は **8月10日(木)** までに、同封の封筒に入れ、切手を貼らずに投函してください。

【調査に関する問い合わせ先】

吹田市 市民部 人権平和室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

電話：06-6384-1513 (直通)

FAX：06-6368-7345

〈1〉 人権問題に対する関心についておたずねします。

問1 あなたは、次の1)～16)の人権問題にどの程度関心がありますか。(それぞれ該当する番号に○をつけてください。)

関心度 1)～16)の人権問題	関心がある	少し関心がある	関心がない	あまり関心がない
1) 女性の人権問題	1	2	3	4
2) 子どもの人権問題	1	2	3	4
3) 高齢者の人権問題	1	2	3	4
4) 障がいのある人の人権問題	1	2	3	4
5) 同和問題	1	2	3	4
6) アイヌの人々の人権問題	1	2	3	4
7) 外国人の人権問題	1	2	3	4
8) HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題※1	1	2	3	4
9) 刑を終えて出所した人の人権問題	1	2	3	4
10) 犯罪被害者等の人権問題	1	2	3	4
11) インターネットによる人権侵害の問題	1	2	3	4
12) ホームレスの人権問題	1	2	3	4
13) 性的指向に関する人権問題※2	1	2	3	4
14) 性同一性障がい者の人権問題※3	1	2	3	4
15) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題	1	2	3	4
16) 人身取引に関する人権問題	1	2	3	4

※1「ハンセン病」とは、らい菌という細菌による感染症ですが、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも、万一発病しても、早期治療により後遺症も残りません。

※2「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

※3「性同一性障がい」とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいいます。
(法務省ホームページより)

〈2〉 あなたの^{じんけん}人権^{たい}に対する^{かんが}考え方^{かた}についておたずねします。

問2 次の1)から9)の^{かんが}考え方^{かた}について、あなたは^{おも}どう思われますか。(それぞれ^{がいとう}該当する^{ばんごう}番号に○をつけてください。)

あなたは ^{おも} どう思われますか。 1) ~ 9) の ^{かんが} 考え方 ^{かた}	^{まも} そう 思 ^う う	^{おも} そう 思 ^う う ど ち ら か と 言 え ば	^{おも} ど ち ら か と 言 え ば そ う 思 わ な い	^{おも} そ う 思 わ な い
1) 女性 ^{じょせい} に対する ^{たい} 性 ^{せい} 犯罪 ^{はんざい} は、女性 ^{じょせい} の側 ^{がわ} にも ^{もんだい} 問題 ^{もんだい} がある ^{おも} と思 ^う う。	1	2	3	4
2) インターネット ^{じょう} 上 ^{だれ} は、誰 ^{だれ} もが自由 ^{じゆう} に書き ^か 込 ^こ める場 ^ば なので、 どのよう ^か な書き ^か 込 ^こ み ^{おこな} を行 ^{おこな} っても ^{もんだい} 問題 ^{もんだい} はない。	1	2	3	4
3) 友人 ^{ゆうじん} と撮 ^と った写真 ^{しやしん} を、自分 ^{じぶん} たち以外 ^{いがい} の人の顔 ^{かお} も写 ^{うつ} って いたが、そのまま ^{じょう} インターネット ^{じょう} 上 ^{じょう} にアッ ^あ プ ^ぷ しても ^{よい} よい。	1	2	3	4
4) ハンセン病 ^{びやうかいふくしや} 回復 ^{かくふ} 者 ^{しや} に対して、ホテル ^{しゆくほく} などが ^{きよひ} 宿泊 ^{しゆくぱく} を拒 ^き 否 ^ひ す るの ^え はやむを得 ^え ない。	1	2	3	4
5) 刑 ^{けい} を終 ^お えて出 ^{しゅつ} 所 ^{じょ} した人 ^{ひと} に対して、本人 ^{ほんにん} のこ ^し とをよ ^し く知 ^し らな いもの ^こ の、雇 ^こ 用 ^{よう} や関 ^か わり ^{わり} を控 ^{ひか} えること ^え はやむを得 ^え ない。	1	2	3	4
6) 犯罪 ^{はんざい} 被害 ^{ひがい} 者 ^{しや} やその家 ^か 族 ^{ぞく} の氏 ^し 名 ^{めい} や住 ^{じゅう} 所 ^{じょ} を、本人 ^{ほんにん} の了解 ^{りよう} なしに報 ^{ほう} 道 ^{どう} や公 ^{こう} 表 ^{ひょう} を ^え する ^え ことは、国民 ^{こくみん} の知 ^し る ^{しる} 権 ^{けん} 利 ^り から ^{かんが} 考 ^{かんが} え ^え ると ^え やむを得 ^え ない。	1	2	3	4
7) ホームレス ^{のじゆくせい} (野 ^{じゆく} 宿 ^{せい} 生活 ^{いかつ} をやむなく ^{じょうたい} している) 状 ^{じょう} 態 ^{たい} にある のは、本人 ^{ほんにん} の責 ^{せき} 任 ^{にん} が ^{おお} 大 ^{おお} きい。	1	2	3	4
8) 北 ^{きた} 朝 ^{ちよう} 鮮 ^{せん} による ^ち 拉 ^ち 致 ^{ちん} 問 ^{だん} 題 ^{かん} に ^{かん} 関 ^{かん} して、さら ^{かん} に ^{しん} 関 ^{たか} 心 ^{たか} を高 ^{たか} め ^{たか} る ^{たか} こと ^{たか} が ^{たか} 必 ^{たか} 要 ^{たか} だ ^{たか} と思 ^{たか} う。	1	2	3	4
9) 人 ^{じん} 権 ^{けん} 問 ^{もん} 題 ^{だん} を ^{かい} 解 ^{けつ} 決 ^{けつ} して ^{たがい} い ^り く ^{かい} た ^り め ^{かい} には、互 ^{たがい} に ^り 理 ^り 解 ^{かい} する ^り た ^り め に交 ^{こう} 流 ^{りゅう} を ^{ふか} 深 ^{ふか} めて ^{ふか} い ^{ふか} く ^{ふか} こと ^{ふか} が ^{ふか} 必 ^{ふか} 要 ^{ふか} である。	1	2	3	4

問3 女性に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。(それぞれ該当する番号に○をつけてください。)

あなたはどのように思われますか。 1) ~ 4) の考え方	そう思う	そう思う どちらかと言えば	どちらかと言えば そう思わない	そう思わない
1) 配偶者に暴力をふるうことは、理由によってはやむを得ない。	1	2	3	4
2) 男性と女性の賃金や働く環境が同等であったとしても、家事や育児は主に女性が行うものだと思う。	1	2	3	4
3) 職場において、採用や昇給、昇任などで、男女の差が出るのはやむを得ない	1	2	3	4
4) 性的な冗談は、職場の潤滑油になることもある。	1	2	3	4

問4 子どもに対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。(それぞれ該当する番号に○をつけてください。)

あなたはどのように思われますか。 1) ~ 5) の考え方	そう思う	そう思う どちらかと言えば	どちらかと言えば そう思わない	そう思わない
1) 近所で、子どもに対する虐待が少しでも疑われる場合は、プライバシーに関わりなく、速やかに通報すべきである。	1	2	3	4
2) 保護者、教師からの体罰は、しつけのためならやむを得ない。	1	2	3	4
3) 子どもは、親の意見に従えばよいので、自分の意見を表明する機会がなくてもやむを得ない。	1	2	3	4
4) いじめは、いじめを受ける側にも問題があると思う。	1	2	3	4
5) 不登校やひきこもりは、本人の意志が弱いからである。	1	2	3	4

問5 高齢者に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。（それぞれ該当する番号に○をつけてください。）

<p>あなたはどのように思われますか。</p> <p>1) ～ 4) の考え方</p>	<p>そう思う</p>	<p>どちらかと言えば</p>	<p>そう思わない</p>	<p>どちらかと言えば</p>	<p>そう思わない</p>
<p>1) 道路や公共交通機関、建物のバリアフリーが進んでいないのは、高齢者への配慮としても欠けている。</p>	1	2	3	4	
<p>2) 認知症のために、家庭や施設における行動を制限されるのはやむを得ない。</p>	1	2	3	4	
<p>3) 日常生活に必要な情報を、高齢者にわかりやすく伝えるために、特別な配慮までは必要ではない。</p>	1	2	3	4	
<p>4) 若者の就労機会の確保も十分でないのに、高齢者の就労機会の確保が優先されなくてもやむを得ない。</p>	1	2	3	4	

問6 障がいのある人に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。（それぞれ該当する番号に○をつけてください。）

<p>あなたはどのように思われますか。</p> <p>1) ～ 4) の考え方</p>	<p>そう思う</p>	<p>どちらかと言えば</p>	<p>そう思わない</p>	<p>どちらかと言えば</p>	<p>そう思わない</p>
<p>1) 災害などの緊急時には、障がい者のための対応ができなくてもやむを得ない。</p>	1	2	3	4	
<p>2) 障がいのある生徒と、そうでない生徒は、教育を受ける機会を別々にしたほうがよい。</p>	1	2	3	4	
<p>3) 企業において利益追求が優先されたことにより、障がい者の雇用が進まなくてもやむを得ない。</p>	1	2	3	4	
<p>4) 障がい者は、自分の行動について、自分で選択や決定をする機会が制限されることがあってもやむを得ない。</p>	1	2	3	4	

問7 同和問題に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。（それぞれ該当する番号に○をつけてください。）

あなたはどのように思われますか。 1) ~ 4) の考え方	そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらかと言えば そう思わない	そう思わない
1) 結婚や就職にあたって、身元調査を行うことはやむを得ない。	1	2	3	4
2) 行政や学校における同和問題に関する啓発や教育は、かえって差別を残すことになる。	1	2	3	4
3) 住まいを選ぶときに、同和地区（※）であるかどうか気になる。	1	2	3	4
4) 部落差別は、過去にはあったが、今は存在しないと思う。	1	2	3	4

※同和地区とは、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）に基づき、同和問題の解決に向け実施された地域改善対策の対象地域として指定された地域のことです。平成14年（2002年）3月に「地対財特法」は失効しています。

問8 外国人に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。（それぞれ該当する番号に○をつけてください。）

あなたはどのように思われますか。 1) ~ 4) の考え方	そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらかと言えば そう思わない	そう思わない
1) 公共施設や行政窓口などに、外国人のための表記がないことは配慮に欠ける。	1	2	3	4
2) 外国人であることを理由に、賃貸住宅への入居を拒まれてもやむを得ない。	1	2	3	4
3) 災害などの緊急時には、外国人のための対応ができなくてもやむを得ない。	1	2	3	4
4) 日本に住んでいるので、文化や生活習慣なども日本にあわせるべきである。	1	2	3	4

問9 性的マイノリティ（※）に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。（それぞれ該当する番号に○をつけてください。）

あなたはどのように思われますか。 1) ～ 5) の考え方	そう思う	どちらかと言えば	どちらかと言えば	そう思わない
1) 外見は女性でも、心の中は男性であると感じている女子生徒が、男子生徒の制服着用を望む場合は、本人の意思を尊重すべきである。	1	2	3	4
2) 異性を好きになることも、同性を好きになることも、どちらも自然な感情である。	1	2	3	4
3) 家族から、L G B Tなどの性的マイノリティ（※）であることを打ち明けられても、意思を尊重し、変わりなく受け入れられると思う。	1	2	3	4
4) 外見は男性でも、心の中は女性であると感じている男子生徒が、女子生徒の制服着用を望む場合は、本人の意思を尊重すべきである。	1	2	3	4
5) 外見は男性でも、心の中は女性であると感じている男性が、女性用トイレの利用を望む場合は、本人の意思を尊重すべきである。	1	2	3	4

※「性的マイノリティ」とは、多くは同性愛や性別に違和感を感じる人のことを表す言葉で、「人は異性を愛するのが当然である」や「生まれた時の性別に合わせた生き方をするのが当然である」という考え方からみると少数者であるという意味で使用されている。また、L G B Tとは、同性愛（レズビアン、ゲイ）、両性愛（バイセクシュアル）、性別違和（トランスジェンダー）の頭文字からきた言葉で、様々な性的マイノリティの総称としても使用されている。

〈3〉 あなた自身の人権侵害についておたずねします。

問10 あなたは、「人権」を身近に感じていますか。

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 非常に身近に感じる | 2. 身近に感じる |
| 3. あまり身近に感じない | 4. 全く身近に感じない |
| 5. わからない | |

問11 あなたは今までに、自分の人権が侵害されたことがありますか。

- | | |
|-------|---------------------------|
| 1. ある | 2. ない → 8ページの問12へお進みください。 |
|-------|---------------------------|

問11-1 問11で「1. ある」と答えた方におたずねします。それは、どのような人権侵害でしたか。
(○はいくつでもかまいません。)

- | |
|---|
| 1. 噂や他人からの悪口、陰口により、名誉や信用等を傷つけられた |
| 2. 公的機関や企業、団体による不当(おざなり、ひどい、いい加減)な扱いを受けた |
| 3. 地域で、暴力・脅迫、仲間はずれにされた |
| 4. パワー・ハラスメント(職場で職務権限などを用いて行ういやがらせやいじめ)を受けた |
| 5. 家庭で暴力や虐待を受けた |
| 6. 学校でいじめられた |
| 7. 差別的扱い(信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い)を受けた |
| 8. プライバシーを侵害された |
| 9. セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)を受けた |
| 10. ストーカー行為を受けた |
| 11. インターネットや携帯電話を利用した人権侵害を受けた |
| 12. その他(具体的に: _____) |
| 13. 覚えていない |

とい じんけん しんがい
問11-2 人権が侵害されたとき、あなたはどうしましたか。(○はいくつでもかまいません。)

1. 友達、同僚に相談した
2. 上司、学校の先生に相談した
3. 家族、親戚に相談した
4. 警察に相談した
5. 弁護士に相談した
6. 公的機関(都道府県、市町村、人権擁護委員や人権相談所)に相談した
7. 民間団体に相談した
8. 相手に抗議するなど自分で解決した
9. 何もしなかった
10. その他(具体的に: _____)
11. 覚えていない

とい こんご じんけん しんがい ぼ あい たいおう おち
問12 今後もし、あなたの人権が侵害された場合、どのような対応をしようと思いますか。(○はいくつでもかまいません。)

1. 友達、同僚に相談する
2. 上司、学校の先生に相談する
3. 家族、親戚に相談する
4. 警察に相談する
5. 弁護士に相談する
6. 公的機関(都道府県、市町村、人権擁護委員や人権相談所)に相談する
7. 民間団体に相談する
8. 相手に抗議するなど自分で解決する
9. 何もしない
10. その他(具体的に: _____)
11. わからない

問 13 ^{いま} 今までに、^{た にん} あなたは他人の^{じんけん} 人権を^{しんが} 侵害した^{おち} ことがあると思^{いま} いますか。

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------|
| 1. ^{おち} ないと思 ^{いま} う | 2. ^{おち} あるかもしれない |
| 3. ^{おち} あると思 ^{いま} う | 4. ^{おち} わからない |

問13-1 ^{おち} 問13 で「2.あるかもしれない」または、「3.あると思^{いま} う」と回答された方におたずねします。ど^{ないよう} のような内容でしたか。(○はいくつでもかまいません。)

- | |
|---|
| 1. ^{うわさ} 噂や ^{わるくち} 悪口、 ^{かげぐち} 陰口により、 ^{めいよ} 名誉や ^{しんようとう} 信用等を ^{きず} 傷つけた |
| 2. ^{こうてき} 公的 ^{きかん} 機関や ^{きぎょう} 企業、 ^{だんたい} 団体の ^{しよぞくしや} 所属者として ^{ふとう} 不当(おざなり、ひどい、 ^{かげん} いい加減)な ^{あつか} 扱いをした |
| 3. ^{ちいき} 地域で、 ^{ぼうりよく} 暴力・ ^{きょうはく} 脅迫、 ^{なかま} 仲間はずれにした |
| 4. ^{しよく} パワー・ ^ぼ ハラスメント(職場で ^{しよく} 職務 ^{けんげん} 権限などを ^{もち} 用いて ^{あこな} 行ういやがらせやいじめ)をした |
| 5. ^{かてい} 家庭で ^{ぼうりよく} 暴力や ^{あつか} 虐待をした |
| 6. ^{がっこう} 学校でいじめをした |
| 7. ^{さべつてき} 差別的 ^{あつか} 扱い(信条・ ^{しんじよう} 性別・ ^{せいかいてき} 社会的 ^{みぶん} 身分・ ^{しんしん} 心身の ^{しょう} 障がいなどによる ^{ふり} 不利な ^{あつか} 扱い)をした |
| 8. ^{しんが} プライバシーを侵害した |
| 9. ^{せいいてき} セクシュアル・ ^{せいいてき} ハラスメント(性的いやがらせ)をした |
| 10. ^{こうい} ストーカー行為をした |
| 11. ^{けいたいでん} インターネットや ^わ 携帯電話を ^{りよう} 利用した ^{じんけんしんが} 人権侵害をした |
| 12. ^{たぐ} その他(具体的に: _____) |
| 13. ^{おぼ} 覚えていない |

〈4〉 人権に関する啓発活動についておたずねします。

問14 あなたが人権について学んだのは、どのような場面ですか。(○はいくつでもかまいません。)

1. 小学校の授業
 2. 中学校の授業
 3. 高校の授業
 4. 専門学校・大学等の授業
 5. 職場の研修
 6. 自治体が行う講演会や研修
 7. 地域での学習会
 8. 市民団体等が行う講演会や研修
 9. 書籍(啓発冊子を含む)やテレビなど
 10. その他(具体的に: _____)
- 1 1. これまでに学ぶことがなかった → 11 ページの問15 へお進みください。

問14-1 そのとき、学んだ人権課題はどのような内容ですか。(○はいくつでもかまいません。)

1. 女性の人権について
2. 子どもの人権について
3. 高齢者の人権について
4. 障がいのある人の人権について
5. 同和問題について
6. アイヌの人々の人権について
7. 外国人の人権について
8. HIV感染者・ハンセン病患者等の人権について
9. 刑を終えて出所した人の人権について
10. 犯罪被害者等の人権について
- 1 1. インターネットによる人権侵害について
- 1 2. ホームレスの人権について
- 1 3. 性的指向に関する人権について
- 1 4. 性同一性障がい者の人権について
- 1 5. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権について
- 1 6. 人身取引に関する人権について
- 1 7. その他(具体的に: _____)

問15 今後学んでみたい人権に関するテーマはどのような内容ですか。(○はいくつでもかまいません。)

1. 女性の人権について
2. 子どもの人権について
3. 高齢者の人権について
4. 障がいのある人の人権について
5. 同和問題について
6. アイヌの人々の人権について
7. 外国人の人権について
8. HIV感染者・ハンセン病患者等の人権について
9. 刑を終えて出所した人の人権について
10. 犯罪被害者等の人権について
11. インターネットによる人権侵害について
12. ホームレスの人権について
13. 性的指向に関する人権について
14. 性同一性障がい者の人権について
15. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権について
16. 人身取引に関する人権について
17. その他 (具体的に: _____)

問16 人権啓発を今後どのように進めていけばよいと思われますか。(○はいくつでもかまいません。)

1. 学校での取り組みをより充実させる
2. 職場での取り組みをより充実させる
3. 市や教育委員会で市民向けの取り組みをより充実させる
4. 民間機関や市民団体の取り組みをより充実させる
5. 地域での取り組みをより充実させる
6. 自分自身で学ぶ
7. 家庭の中で、人権を大切にする心を育てる
8. わからない
9. その他 (具体的に: _____)

問17 人権啓発を進める上で、どのような方法が効果的と思われますか。(〇はいくつでもかまいません。)

1. 映画などの映像を使った啓発
2. 高齢者や障がい者などの疑似体験などによる啓発
3. 冊子やリーフレットなどを使った啓発
4. 自由な意見交換ができる交流会
5. 関係施設や現場を訪れることを通した啓発
6. 当事者やその家族との交流会や意見交換などを通した啓発
7. 写真や資料などの展示を通した啓発
8. インターネットを活用した啓発
9. 自主的な学習
10. わからない
11. その他(具体的に: _____)

問18 人権啓発のための取り組みについて、市に対して望むことはありますか。(〇はいくつでもかまいません。)

1. 「市報すいた」や冊子などを活用した啓発活動の充実
2. 地域での人権啓発を進めるリーダーを養成し、住民相互啓発を促す
3. 継続して学べる講座の開催
4. 夜間や土日学べる講座の開催
5. 身近な公共施設で学べる講座の開催
6. 乳幼児の一時保育や手話通訳などを設け、参加しやすくする
7. 市民の相互交流の機会を増やす
8. わからない
9. その他(具体的に: _____)

問19 あなたは、次^{つぎ}にあげる条約^{じょうやく}や法律^{ほうりつ}をはじめ、人権^{じんけん}に関わる言葉^{ことば}をどの程度^{ていど}ご存知^{ぞんじ}ですか。(それぞれ該当^{がいとう}する番号^{ばんごう}に○をつけてください。)

どの程度 ^{ていど} ご存知 ^{ぞんじ} ですか。	知っている 内容 ^{ないよう} を	知っている 内容 ^{ないよう} がある程度 ^{ていど}	知っている 名称 ^{めいしょう} は	知らない
1) ~14) の項目 ^{こうもく}				
1) 世界 ^せ 人権 ^{かいじん} 宣言 ^{せんげん}	1	2	3	4
2) 国際 ^{こくさい} 人権 ^{じんけん} 規約 ^{きやく} (社会 ^{しゃかい} 権 ^{けん} 規約 ^{きやく} (経済 ^{けいざい} 的 ^{てき} 、社会 ^{しゃかい} 的 ^{てき} 及 ^{および} 文 ^{ぶん} 化 ^か 的 ^{てき} 権利 ^{けんり} に関する ^{かん} 国際 ^{こくさい} 規約 ^{きやく})、自由 ^{じゆう} 権 ^{けん} 規約 ^{きやく} (市民 ^{しみん} 的 ^{てき} 及 ^{および} 政治 ^{せいじ} 的 ^{てき} 権利 ^{けんり} に関する ^{かん} 国際 ^{こくさい} 規約 ^{きやく}))	1	2	3	4
3) 女子 ^{じよし} 差別 ^{さべつ} 撤 ^{てつ} 廃 ^{ぱい} 条 ^{じょう} 約 ^{やく} (女子 ^{じよし} に対する ^{たい} あらゆる ^{けいたい} 形態 ^{かた} の ^{さべつ} 差別 ^{さべつ} の ^{てつぱい} 撤 ^{てつ} 廃 ^{ぱい} に関する ^{かん} 条 ^{じょう} 約 ^{やく})	1	2	3	4
4) 児童 ^{じどう} (子 ^こ ども) の権利 ^{けんり} 条 ^{じょう} 約 ^{やく} (児童 ^{じどう} の ^{けんり} 権利 ^{けんり} に関する ^{かん} 条 ^{じょう} 約 ^{やく})	1	2	3	4
5) 人種 ^{じんしゆ} 差別 ^{さべつ} 撤 ^{てつ} 廃 ^{ぱい} 条 ^{じょう} 約 ^{やく} (あらゆる ^{けいたい} 形態 ^{かた} の ^{じんしゆ} 人種 ^{じんしゆ} 差別 ^{さべつ} の ^{てつぱい} 撤 ^{てつ} 廃 ^{ぱい} に関する ^{かん} 条 ^{じょう} 約 ^{やく})	1	2	3	4
6) 拷問 ^{ごうもん} 等 ^{とう} 禁止 ^{きんし} 条 ^{じょう} 約 ^{やく} (拷問 ^{ごうもん} 及 ^{および} 他の ^た 残 ^{ざん} 虐 ^{ぎやく} な、非 ^ひ 人 ^{じん} 道 ^{どう} 的 ^{てき} な又 ^{また} は ^{ひん} 品 ^{ひん} 位 ^い を傷 ^{きず} つける取 ^と 扱 ^{あつか} い又 ^{また} は、刑 ^{けい} 罰 ^{ばつ} に関する ^{かん} 条 ^{じょう} 約 ^{やく})	1	2	3	4
7) 強制 ^{きやうせい} 失 ^{しつ} 踪 ^{そう} 条 ^{じょう} 約 ^{やく} (強制 ^{きやうせい} 失 ^{しつ} 踪 ^{そう} からの ^{きやうせい} すべ ^{すべ} の ^{もの} 者 ^{もの} の ^{ほご} 保 ^ほ 護 ^ご に関する ^{かん} 条 ^{じょう} 約 ^{やく})	1	2	3	4
8) 障害 ^{しょうがい} 者 ^{しゃ} 権利 ^{けんり} 条 ^{じょう} 約 ^{やく} (障害 ^{しょうがい} 者 ^{しゃ} の ^{けんり} 権利 ^{けんり} に関する ^{かん} 条 ^{じょう} 約 ^{やく})	1	2	3	4
9) 人権 ^{じんけん} 教育 ^{きやういく} 及 ^{および} 人権 ^{じんけん} 啓 ^{けい} 発 ^{はつ} の ^{すいしん} 推 ^{たい} 進 ^{しん} に関する ^{かん} 法律 ^{ほうりつ}	1	2	3	4
10) DV ^{ディーブイ} 防 ^{ぼう} 止 ^し 法 ^{ほう} (配偶 ^{はいぐう} 者 ^{しゃ} からの ^{ぼうりよく} 暴 ^{ぼう} 力 ^{りよく} の ^{ぼうし} 防 ^{ぼう} 止 ^し 及 ^{および} 被 ^ひ 害 ^{がい} 者 ^{しゃ} の ^{ほご} 保 ^ほ 護 ^ご 等 ^{とう} に関する ^{かん} 法律 ^{ほうりつ})	1	2	3	4
11) 女性 ^{じよせい} 活 ^{かつ} 躍 ^{やく} 推 ^{たい} 進 ^{しん} 法 ^{ほう} (女性 ^{じよせい} の ^{しよげい} 職 ^{しよく} 業 ^{ぎやう} 生 ^{せい} 活 ^{かつ} における ^{かん} 活 ^{かつ} 躍 ^{やく} の ^{すいしん} 推 ^{たい} 進 ^{しん} に関する ^{かん} 法律 ^{ほうりつ})	1	2	3	4
12) 児童 ^{じどう} 虐 ^{ぎやく} 待 ^{たい} の ^{ぼうし} 防 ^{ぼう} 止 ^し 等 ^{とう} に関する ^{かん} 法律 ^{ほうりつ}	1	2	3	4
13) いじめ防 ^{ぼう} 止 ^し 対 ^{たい} 策 ^{さく} 推 ^{たい} 進 ^{しん} 法 ^{ほう}	1	2	3	4
14) 子 ^こ ども ^{ひん} の ^{ひん} 貧 ^{ひん} 困 ^{こん} 対 ^{たい} 策 ^{さく} の ^{すいしん} 推 ^{たい} 進 ^{しん} に関する ^{かん} 法律 ^{ほうりつ}	1	2	3	4

<p style="text-align: center;">どの程度ご存知ですか。</p> <p>15) ~28) の項目</p>	<p>知っている 内容を</p>	<p>知っている 内容がある程度</p>	<p>知っている 名称は</p>	<p>知らない</p>
<p>15) 高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>16) 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>17) 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>18) 部落差別の解消の推進に関する法律</p>	1	2	3	4
<p>19) ヘイトスピーチ規制法（本邦外出身者に対する不当な差別の言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>20) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律</p>	1	2	3	4
<p>21) 犯罪被害者等基本法</p>	1	2	3	4
<p>22) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律</p>	1	2	3	4
<p>23) 性同一性障害特例法（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）</p>	1	2	3	4
<p>24) 吹田市人権施策基本方針</p>	1	2	3	4
<p>25) 吹田市人権尊重の社会をめざす条例</p>	1	2	3	4
<p>26) 吹田市男女共同参画推進条例</p>	1	2	3	4
<p>27) 人権教育のための世界計画</p>	1	2	3	4
<p>28) 性的マイノリティ（少数者）やLGBT</p>	1	2	3	4

〈5〉 あなたご自身のことについて

問20 あなたの性別をお答えください。

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. 無回答 |
|-------|-------|--------|

問21 あなたの年齢をお答えください。

- | | | |
|-----------|----------|-----------|
| 1. 10歳代 | 2. 20歳代 | 3. 30歳代 |
| 4. 40歳代 | 5. 50歳代 | 6. 60～64歳 |
| 7. 65～74歳 | 8. 75歳以上 | |

問22 あなたの吹田市内での居住歴をご記入下さい。 回答：(約 _____ 年)

問23 あなたの職業等は次のどれですか。(○は主なもの1つだけにつけてください。)

- | | |
|--|------------------------------------|
| 1. 民間企業・団体等の経営者・役員等 | 2. 常時雇用されている従業者(公務員・教員) |
| 3. 常時雇用されている従業者(民間企業・団体等) | 4. 常時雇用されていない従業者(臨時雇用・パート・アルバイトなど) |
| 5. 自営業、自由業(個人事業主等、さまざまな専門技術職や家族従業者を含む) | 6. 専業主婦・主夫 |
| 7. 学生 | 8. その他(_____) |
| 9. 無職 | |

問24 人権が尊重される社会にするために、ご意見があればご記入ください。

質問はこれで終わりです。長時間にわたりご協力ありがとうございました。

お手数ですが同封の返信用封筒に入れて、平成29年8月10日(木)までに切手を貼らずに投函してください。

平成 29 年度（2017 年度）
人権についての吹田市市民意識調査報告書

平成 30 年（2018 年）3 月

発 行：吹田市 市民部 人権平和室

所在地：〒564-8550 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

電 話：06-6384-1513（直通）

F A X：06-6368-7345